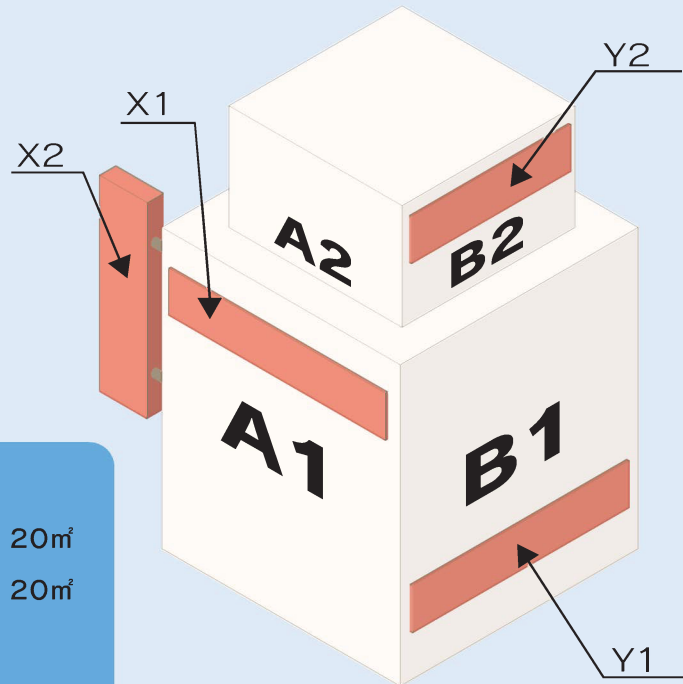


■ 広告物の基準(1)

● 建物に設置する広告物について

・原則として広告物の形状は四角形とし、パッケージ率(建物壁面の面積に対する広告物の面積の割合)は、1方向の壁面合計面積(屋上利用広告物、壁面利用広告物、突出広告物及び内部から表示する広告物の面積を含む)の20%以下とし、かつ1個の広告物の表示面積は20㎡以下としましょう。



■ 壁面Aの場合

$$\frac{X1 + X2}{A1 + A2 + X2} \leq 20\% \quad \text{かつ} \quad \begin{cases} X1 \leq 20\text{㎡} \\ X2 \leq 20\text{㎡} \end{cases}$$

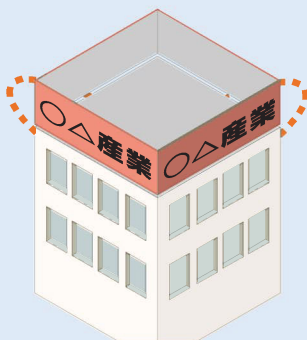
■ 壁面Bの場合

$$\frac{Y1 + Y2}{B1 + B2} \leq 20\% \quad \text{かつ} \quad \begin{cases} Y1 \leq 20\text{㎡} \\ Y2 \leq 20\text{㎡} \end{cases}$$

A、B: 建物の壁面積
X、Y: 広告の表示面積

● 屋上利用広告物について

・屋上利用広告物はなるべく避けましょう。やむを得ず設置する際には、周辺景観と調和した規模及びデザインにしましょう。



● 壁面突出広告物について

・広告物の突出幅(W)は1m以下にしましょう。
・広告物は歩道にはみ出ないようにしましょう。



● 貸看板について

・自己の敷地及び建築物には貸看板を設置しないようにしましょう。(テナントを除く)

